

福島県12市町村空き家改修等補助金に関するQ&A

【制度の概要】

Q1 この空き家改修等補助金はどんな目的の制度ですか？

A1 この制度は、12市町村（※）へ移住する方の住まいにかかる負担を軽くし、安心して新しい生活を始めていただくとともに、12市町村内に定着していただくことを目的としています。

12市町村へ移住し、空き家の改修や片付けに要する費用について、**最大250万円**補助します。（移住者本人が住むことが前提です）。

（※）東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった福島県内の12の市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を指します。

Q2 自分が対象になるか簡単に確認できますか？

A2 次の全てに当てはまる方が対象です。

- 令和8年4月1日以降に12市町村へ転入した（※）
- 転入前に連続して3年以上12市町村外に居住していた
- 平成23年3月11日時点で12市町村外に居住していた
- 自らの意思で移住し、5年以上継続して12市町村内に定住する意思がある
- 市区町村民税等の滞納がない

その他詳細については、申請前に御相談ください。

（※）令和8年3月31日までに転入した方については、お住いの自治体で補助制度を実施している場合がありますので、市町村の移住窓口にお問い合わせください。

Q3 どのような費用が対象ですか？

A3 主に以下の経費が対象となります。

- ・ 空き家の内外装、玄関、居室、台所、風呂、トイレ及び井戸等の改修
- ・ 家財道具等の片付けや撤去

※ 改修工事等を行う空き家が、親族（3親等以内）以外から購入又は賃貸したものであり、事業者に依頼して行う改修工事や片付けに要する費用が対象となります。

Q4 どのような費用が補助の対象外ですか？

A4 主に以下の経費が対象外となります。

- ・ 外構工事や庭木の剪定・除草など、空き家の改修に直接関係のない工事

- 空き家を取得した後に新たに持ち込んだ家具や家電等の処分
 - 家電リサイクル品の処分
 - 無料で収集できるごみや資源物の処分
 - 既存家具や家電のクリーニングや、改修後に行う清掃（※）
 - 住宅以外の部分の改修
 - 事業者에게 請け負わず、自ら行った改修や片付けに要した経費
 - その他、県が不相当と認める費用
- （※）改修に伴う清掃は対象

Q5 補助金はいくらもらえますか？

A5 改修を行う場合は、対象経費から自己負担30万円を引いた額で、250万円を上限としております。片付けのみを行う場合は、対象経費から自己負担5万円を引いた額で、50万円を上限としております。

【補助金の申請について】

Q6 補助金の申請期間はありますか？

A6 転入後〇年以内という申請期限はありませんが、年度ごとの申請期間は4月1日から1月末日までの受付となります。補助金の交付決定を受けた後に改修工事や片付けに着手し、申請した年度の2月末までに完了していただく必要があります。

Q7 年度の途中で申請の受付を終了する場合はありますか？

A7 予算の上限に達した場合は、年度の途中でも申請の受付を終了する場合があります。

Q8 空き家改修等補助金はどうに申請すればよいですか？ また、どんな書類が必要ですか？

A8 申請窓口は、以下のとおり郵送と持参で提出先が異なるので御注意ください。

【郵送により提出する場合】

事務局（株式会社URリンケージ）

住所：〒135-0016 東京都江東区東陽 2-4-24 サスセンター4F

【持参する場合】

ふくしま12市町村移住支援センター

住所：福島県双葉郡富岡町小浜字中央 295

<申請時に12市町村に住んでいる場合>

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第13号様式）
- ③ 空き家の外観や内観が分かる写真
- ④ 空き家の売買契約書又は賃貸契約書の写し

- ⑤ 改修工事等に係る見積書の写し
- ⑥ 改修工事等を行う部位を明記した図面の写し
- ⑦ 写真付き本人確認書類の写し
- ⑧ 住民票謄本の写し
- ⑨ 移住元の住民票の除票の写し
- ⑩ 戸籍謄本の附票の写し（平成 23 年 3 月 11 日時点の居住地を確認できるもの）
- ⑪ 直近の 1 月 1 日時点で住民登録されていた市区町村民税を滞納していないことを証明する書類
- ⑫ 誓約書（第 1 4 号様式）
- ⑬ 個人情報の取扱い同意書（第 1 5 号様式）
- ⑭ 振込先口座が分かる通帳等の写し

<申請時に 1 2 市町村に住んでいない場合>

- ① 交付申請書（第 1 号様式）
- ② 事業計画書（第 1 3 号様式）
- ③ 空き家の外観や内観が分かる写真
- ④ 空き家の売買契約書又は賃貸契約書の写し
- ⑤ 改修工事等に係る見積書の写し
- ⑥ 改修工事等を行う部位を明記した図面の写し
- ⑦ 写真付き本人確認書類の写し
- ⑧ 住民票謄本の写し
- ⑨ 戸籍謄本の附票の写し（平成 23 年 3 月 11 日時点の居住地を確認できるもの）
- ⑩ 申請時点で住民登録している市区町村民税を滞納していないことを証明する書類
- ⑪ 誓約書（第 1 4 号様式）
- ⑫ 個人情報の取扱い同意書（第 1 5 号様式）
- ⑬ 振込先口座が分かる通帳等の写し

【改修工事や片付けについて】

Q9 補助金の交付決定を受ける前に工事に着手してもよいですか？

A9 交付決定前に着手された工事や片付けについては補助の対象となりませんので、必ず交付決定を受けた後に着手してください。なお、交付決定までは一定程度時間を要しますので、余裕を持った工事計画を立てていただきますようお願いします。

Q10 補助金の交付決定を受けた後に工事の内容を変更してもよいですか？

Q10 交付決定後に工事の内容を変更する場合には、事前にコンタクトセンターに御相談の上、必要な手続を経て、県の承認を得る必要があります。承認を得ずに変更した場合は補助金を交付できませんので、必ず事前に御相談ください。

Q11 自分で空き家を改修してもよいですか？

A11 自分で改修や片付けを行った場合（DIY 等）の経費は対象となりません。事業

者へ請け負わせて行う工事や片付けに要した経費のみ対象となりますのでご注意ください。

Q12 福島県外の事業者にも依頼してもよいですか？

Q12 原則、福島県内の事業者を利用していただくこととしておりますが、福島県外の事業者にも依頼する必要がある場合は、理由や実情等を任意様式で別途提出願います。その内容を踏まえ、個別の状況に応じて判断いたします。

Q13 改修工事を行う部位が分かる図面は、手書きで作成した簡易な間取り図等でもよいですか？

A13 建築士や事業者が作成した図面など、改修箇所が明確に確認できる図面を提出いただく必要があります。

【その他】

Q14 ほかの補助金と併用してもよいですか？

A14 ほかの補助金の併用は可能ですが、併用する場合には、工事箇所や経費を明確に切り分けていただく必要があります。なお、ほかの補助金の併用可否や条件等については、あらかじめ各補助金の問合せ窓口に御確認いただくようお願いいたします。